

委第4号議案

国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充し
すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、富岡市議会会議規則第14条第2項の
規定により提出します。

令和5年12月18日提出

提出者 富岡市議会社会常任委員会
委員長 三ツ木 真由美

富岡市議会議長 佐藤 信次 様

国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充し

すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書（案）

看護師や介護職など社会基盤を支える労働者がその役割の重要性に比しても賃金水準が低いとし、ケア労働者の賃上げ事業として2022年10月から診療報酬と介護報酬の臨時改定が行われ、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」が新設されました。4年目に突入したコロナ禍、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民のいのちと健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政策に対して喜びの声がある一方、賃上げの対象が限定されたため、本来、チームワークが強く求められる医療・介護現場に差別が持ち込まれ、不団結を生み出しています。とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」（月額平均12,000円相当）においては、診療所や訪問看護などは対象から外され、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数で見れば、17万8千余りある医療施設の内対象は2,720施設とわずか1.5%程度に過ぎません。

40年ぶりの物価高騰を背景に、2023年春闘では経団連が「大幅な賃上げは企業の社会的責務だ」として人材獲得の観点から大幅賃上げを表明し、労使交渉で労働組合の要求に満額で応える大手企業が相次ぎました。

しかし、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々な物資やサービスを値上げに価格転嫁できず、経営者は賃上げに必要な財源の確保が困難で、今春闘の賃上げの流れから取り残されています。このため「給与の上がらない医療・介護分野」から「より給与の高い他産業」へと人材流出が生じ、医療関係職種の有効求人倍率は高止まりし、医療関係職種の入職超過率は2022年には産業計を0.3%下回っており人材不足が進んでいます。

安心・安全で質の高い医療の推進、サービスの提供には、人材を確保するために安定した経営も必要であり、新型コロナウイルス感染症への対応による経費増や患者の受診控えによる収入減物価高騰等に対する医療・介護施設への経済的援助の拡充が必要です。そして、すべてのケア労働者の大幅賃上げと広く平等な処遇改善につながる診療報酬・介護報酬・障害報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者の負担軽減策も加えて必要であると考えています。

私たちは、ケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、下記の事項を要請し、実施を強く求めるものです。

記

1. 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。

2. すべての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

富岡市議会議長 佐藤 信次

内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣
総務大臣
衆議院議長
参議院議長

あて